５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

＜住民記録＞

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表より）

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
1	厚生労働大臣	主務省令第2条の表の1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの
2	全国健康保険協会	主務省令第2条の表の2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの
3	健康保険組合	主務省令第2条の表の3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの
4	厚生労働大臣	主務省令第2条の表の5項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第7条で定めるもの
5	全国健康保険協会	主務省令第2条の表の7項	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定めるもの
6	都道府県知事	主務省令第2条の表の11項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定めるもの
7	都道府県知事	主務省令第2条の表の13項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの
8	市町村長	主務省令第2条の表の15項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表の20項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの
10	市町村長	主務省令第2条の表の28項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定めるもの
11	市町村長	主務省令第2条の表の37項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの
12	都道府県知事	主務省令第2条の表の39項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第41条で定めるもの
13	市町村長	主務省令第2条の表の48項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの
14	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表の53項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって同条で定めるもの
15	日本私立学校振興・共済事業団	主務省令第2条の表の57項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第59条で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共済組合等	主務省令第2条の表の58項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの
17	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	主務省令第2条の表の59項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第61条で定めるもの

５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）
＜住民記録＞
情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表より）

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
18	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	主務省令第2条の表の63項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第65条で定めるもの
19	国家公務員共済組合	主務省令第2条の表の65項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの
20	国家公務員共済組合連合会	主務省令第2条の表の66項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第68条で定めるもの
21	市町村長又は国民健康保険組合	主務省令第2条の表の69項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの
22	厚生労働大臣	主務省令第2条の表の73項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定めるもの
23	市町村長	主務省令第2条の表の75項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定めるもの
24	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表の76項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
25	都道府県知事等	主務省令第2条の表の81項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの
26	地方公務員共済組合	主務省令第2条の表の83項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの
27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	主務省令第2条の表の84項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定めるもの
28	市町村長	主務省令第2条の表の86項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの
29	市町村長	主務省令第2条の表の87項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの
30	厚生労働大臣又は都道府県知事	主務省令第2条の表の91項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの
31	都道府県知事等	主務省令第2条の表の92項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの
32	市町村長	主務省令第2条の表の96項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定めるもの

５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

＜住民記録＞

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表より）

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
33	市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	主務省令第2条の表の106項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第108条で定めるもの
34	市町村長	主務省令第2条の表の108項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定めるもの
35	厚生労働大臣	主務省令第2条の表の110項	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第112条で定めるもの
36	厚生労働大臣	主務省令第2条の表の112項	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第114条で定めるもの
37	後期高齢者医療広域連合	主務省令第2条の表の115項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの
38	厚生労働大臣	主務省令第2条の表の118項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第120条で定めるもの
39	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表の124項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定めるもの
40	厚生労働大臣	主務省令第2条の表の129項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定めるもの
41	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	主務省令第2条の表の130項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第132条で定めるもの
42	市町村長	主務省令第2条の表の132項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの
43	都道府県知事	主務省令第2条の表の136項	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって第138条で定めるもの
44	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	主務省令第2条の表の137項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの
45	厚生労働大臣	主務省令第2条の表の138項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第140条で定めるもの
46	独立行政法人日本学生支援機構	主務省令第2条の表の141項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定めるもの
47	厚生労働大臣	主務省令第2条の表の142項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定めるもの

５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）
＜住民記録＞
情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表より）

№	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
48	都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表の144項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの
49	厚生労働大臣	主務省令第2条の表の149項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって第151条で定めるもの
50	厚生労働大臣	主務省令第2条の表の150項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第152条で定めるもの
51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	主務省令第2条の表の151項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第153条で定めるもの
52	厚生労働大臣	主務省令第2条の表の152項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定めるもの
53	市町村長	主務省令第2条の表の155項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの
54	厚生労働大臣	主務省令第2条の表の156項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定めるもの
55	都道府県知事	主務省令第2条の表の158項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの
56	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人）	主務省令第2条の表の160項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定めるもの
57	地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表の163項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第165条で定めるもの
58	都道府県知事	主務省令第2条の表の164項	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの
59	都道府県知事	主務省令第2条の表の165項	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの

５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

＜住民記録＞

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表より）

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
60	都道府県知事	主務省令第2条の表の166項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの

５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

＜住民記録＞

移転先一覧（番号法第9条及び別表、条例第4条及び別表第一より）

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
1	福祉部障がい福祉課	番号法別表の9項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	健康こども部こども家庭課	番号法別表の10項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康こども部健康増進課	番号法別表の14項	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	福祉部障がい福祉課	番号法別表の20項	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	福祉部障がい福祉課	番号法別表の21項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	福祉部障がい福祉課	番号法別表の22項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	福祉部生活福祉課	番号法別表の23項	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	財務部市民税課、資産税課、収納課	番号法別表の24項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	建設部建築住宅課	番号法別表の27項	公営住宅法による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	健康こども部国保年金課、財務部収納課	番号法別表の44項	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	健康こども部国保年金課	番号法別表の46項	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	福祉部障がい福祉課	番号法別表の51項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	総務部防災課、財務部資産税課、 福祉部福祉総務課	番号法別表の55項	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	健康こども部こども家庭課	番号法別表の56項	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	福祉部介護福祉課	番号法別表の61項	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	健康こども部こども家庭課	番号法別表の64項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	健康こども部こども家庭課	番号法別表の65項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	健康こども部こども家庭課	番号法別表の66項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	福祉部障がい福祉課	番号法別表の67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

＜住民記録＞

移転先一覧（番号法第9条及び別表、条例第4条及び別表第一より）

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
20	健康こども部こども家庭課	番号法別表の70項	母子保健法（昭和40年法律第141号）による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	健康こども部こども家庭課	番号法別表の81項	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	健康こども部国保年金課、財務部収納課	番号法別表の85項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	福祉部生活福祉課	番号法別表の95項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	福祉部介護福祉課	番号法別表の100項	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	健康こども部健康増進課	番号法別表の111項	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	健康こども部国保年金課	番号法別表の116項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	福祉部障がい福祉課	番号法別表の117項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	健康こども部健康増進課	番号法別表の126項	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	健康こども部こども家庭課	番号法別表の127項	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	健康こども部国保年金課	番号法別表の128項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	健康こども部こども家庭課	番号法第9条第2項及び弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1項番1	弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例（平成18年弘前市条例第107号）による医療費の助成に関する事務
32	健康こども部こども家庭課	番号法第9条第2項及び弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1項番2	弘前市子ども医療費給付条例（平成18年弘前市条例第106号）による医療費の助成に関する事務
33	健康こども部こども家庭課	番号法第9条第2項及び弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1項番3	児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に関する事務

５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

＜住民記録＞

移転先一覧（番号法第9条及び別表、条例第4条及び別表第一より）

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
34	福祉部介護福祉課	番号法第9条第2項及び弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1項番4	弘前市社会福祉法人による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度実施要綱（平成25年弘前市告示第381号）に関する事務
35	福祉部障がい福祉課	番号法第9条第2項及び弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1項番7	弘前市重度心身障害者医療費支給条例（平成18年弘前市条例第105号）による医療費の助成に関する事務
36	福祉部障がい福祉課	番号法第9条第2項及び弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1項番8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務
37	福祉部生活福祉課	番号法第9条第2項及び弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1項番9	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務